

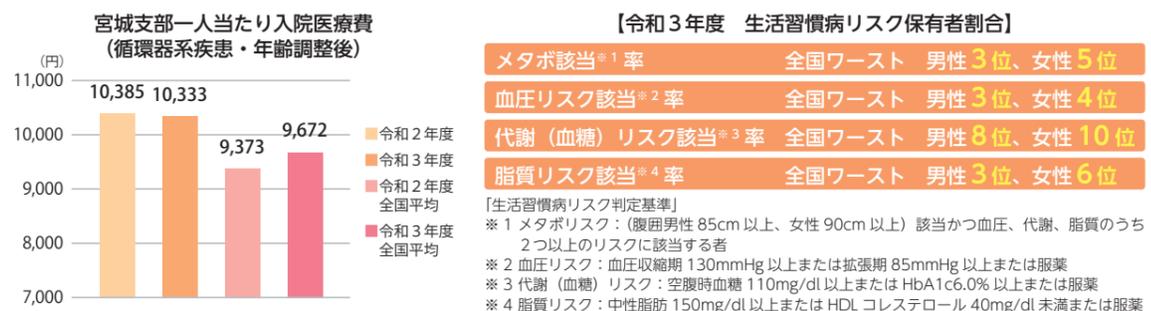
# 協会けんぽ からののお知らせ

令和5年3月分（4月納付分）からの協会けんぽ宮城支部の健康保険料率と介護保険料率（全国一律）が変更となります

	令和4年度		令和5年度
健康保険料率	10.18%	-0.13% 引き下げ	10.05%
介護保険料率	1.64%	+0.18% 引き上げ	1.82%

宮城支部はメタボ該当者が多く、一人当たり医療費が全国平均を上回っており、保険料の上昇に影響しています！

宮城支部は循環器系疾患の医療費が全国平均よりも高く、令和3年度の健診結果ではメタボ該当者等の割合が全国平均と比較すると悪い状態です。  
メタボは様々な生活習慣病を引き起こし、重症化すると治療に高額な医療費がかかることから、医療費の上昇に大きく影響を及ぼしています。  
令和5年度の宮城支部の健康保険料率は、10.05%と全国平均（10.00%）よりも高い健康保険料率で保険料をご負担いただいている状況です。健康保険料率の上昇を抑えるためには、医療費の伸びを抑えることが重要です。



皆様の取組みで、医療費の伸びを抑えることができます！  
皆様をお願いしたい3つのポイント

①※「職場健康づくり宣言」にエントリー！ ※従業員様の健康への意識改革、運動の啓発を目的としています。

- 「職場健康づくり宣言」の取組みの一つとして、健康診断や保健指導の利用、医療機関の早期受診をしましょう！  
疾病の早期発見、早期治療は、結果的に将来的な医療費の節約に大きくつながります。
- また、令和5年度から生活習慣病予防健診の一人当たりの自己負担額が、これまでの7,169円から➡5,282円に減額されます！（1,887円OFF!）  
これを機に協会けんぽの生活習慣病予防健診に切り替えをご検討ください！  
（詳細は、3月下旬に事業所様にお送りする「生活習慣病予防健診のご案内」をご覧ください。）

エントリーはこちら▶

②いきなり大病院を受診するのは控えましょう！

紹介状なしで大学病院等の大病院を受診すると、初診料に加えて7,000円以上の特別料金がかかります！

※大病院に軽症患者が集中すると、本来担うべき重篤な患者への対応や救急医療などに支障が生じてしまいます！

③リフィル処方箋について 担当医師に相談してみましょう！

リフィル処方箋とは？  
→症状が安定している患者が、医師の判断によって診察を受けなくても3回まで繰り返し使用できる処方箋のことです。  
患者にとっては、医療機関を受診する回数が少なくなり、通院の労力や待ち時間などの負担が軽減されるメリットがあります。

## 保険証が使えるのは退職日までです！

退職等により健康保険の資格を喪失した後に、資格が切れた保険証を使用して医療機関等を受診した場合、後日医療費（総医療費の7割から8割相当）を協会けんぽへ返還いただくことになります。  
協会けんぽ宮城支部では、資格喪失後受診による返納金債権が令和3年度約2,200件、金額にして約8,300万円発生しており、回収にかかる費用は皆さまからお預かりしている大切な保険料から捻出されています。

保険証が使えるのは

- ① 退職日まで
- ② 扶養から外れる前日まで



.....事業所のご担当者さまへ速やかにご返却ください.....

ご担当者さまへのお願い

- ① 資格喪失日（扶養解除日）以降は保険証を使用できない旨をご説明願います。
- ② 従業員の方の退職時（扶養解除時）には速やかに保険証を回収願います。  
※回収した保険証は、資格喪失届・被扶養者（異動）届に添付し、日本年金機構 仙台広域事務センターへご返却願います。

【お問い合わせ先】 全国健康保険協会宮城支部 レセプトグループ Tel.022-714-6853

## 「リフィル処方箋」について

リフィル処方箋とは、定められた期間内に繰り返し使用ができる処方箋で、2022年4月から新たに導入された制度です。リフィル処方箋の発行には、いくつかの条件があります。対象となる患者さんは、「症状が安定している患者」で「医師がリフィルによる処方が可能と判断」した場合のみであり、「医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用（最高3回）できる」とされています。そのため薬局の薬剤師は、お薬を調剤するに当たって患者さんの服薬状況等を確認し、リフィル処方箋により調剤することが不適切と判断した場合には、受診勧奨とともに処方医に速やかに情報の共有を図らなければなりません。またリフィル処方箋により調剤した後は、その内容、患者の服薬状況等について、必要に応じ処方医へ情

報提供を行うこととなっています。対象薬剤も一部制限が設けられており、「投薬量に限度が定められている医薬品及び湿布薬については、リフィル処方箋による投薬を行うことはできない。」となっています。ここで「投薬量に限度が定められている医薬品」とは、麻薬（がんなどの痛み止め）・向精神薬（睡眠導入剤など）・貼り薬・発売して一年以内の新医薬品などです。  
リフィル処方箋は患者さんの利便性を高め、頻回受診を回避できる制度ですが、対象となるお薬や疾患に一定の条件がありますので、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師と十分ご相談のうえでこの制度を活用いただければと思います。

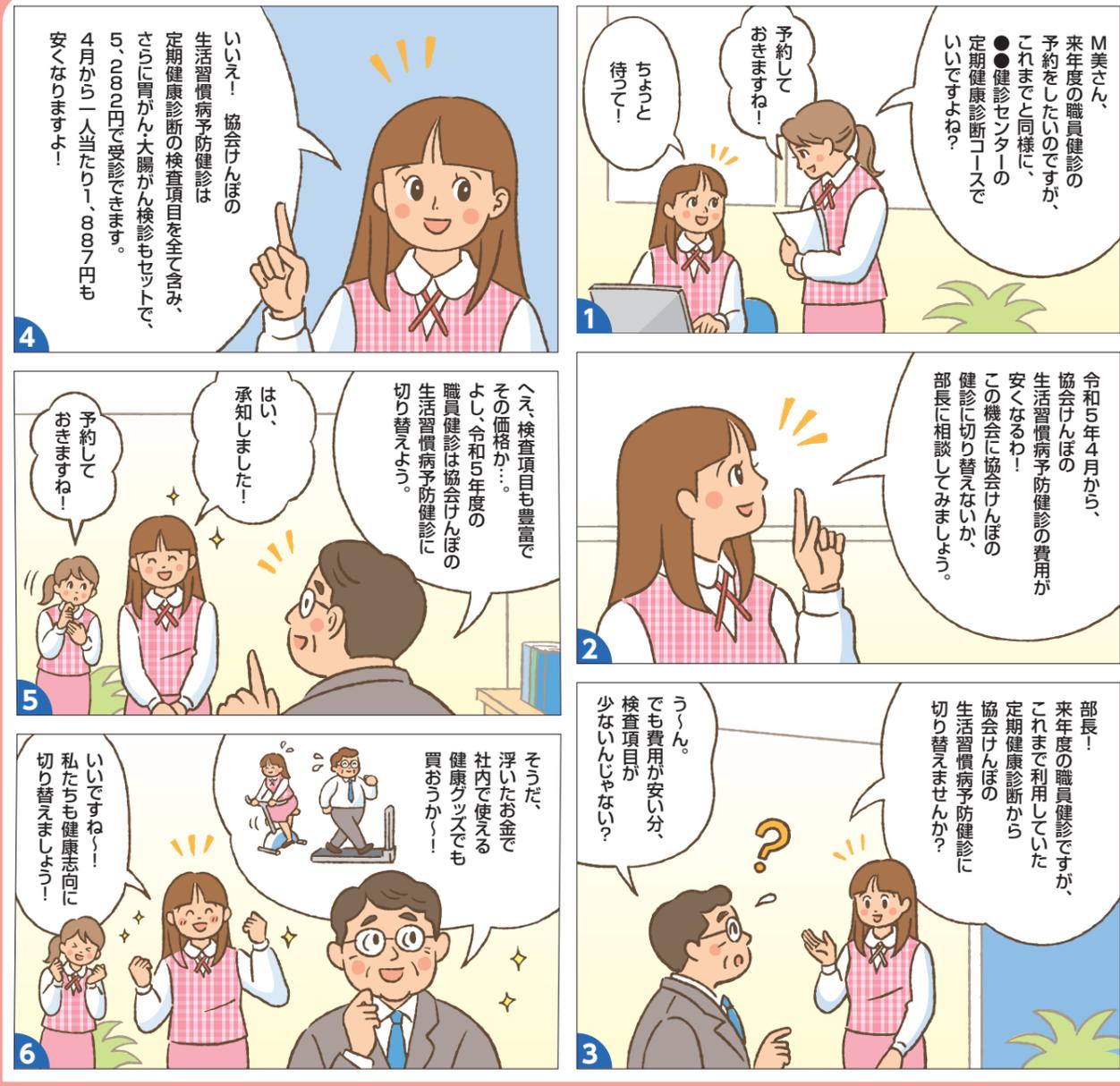
一般社団法人宮城県薬剤師会  
会長 山田 卓郎

全国健康保険協会 宮城支部 協会けんぽ 〒980-8561 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 8F  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/> 協会けんぽ 宮城 検索

宮城支部メルマガ 会員募集中！

# M美さんの 社会保険物語

令和5年4月から  
健診費用が安くなります!  
第127話



## 協会けんぽからのお知らせ

令和5年4月より、35歳以上の被保険者様向けの生活習慣病予防健診の自己負担額は一人当たり7,169円から1,887円も減額され、5,282円で受診いただけます。定期健康診断をご利用の事業所様におかれましては、生活習慣病予防健診への切り替えをご検討ください。

健診項目や健診費用等の詳細は、3月下旬に事業所様にお送りする「生活習慣病予防健診のご案内」をご覧ください。

## 問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部 保健グループ  
TEL 022-714-6854

## 社会保険協会からのお知らせ

### コンビニエンスストア窓口収納について

社会保険協会事業並びに社会保険委員会事業につきまして、平素より格別なご理解を賜り厚く御礼申し上げます。社会保険協会費・社会保険委員会費の納入については、例年、4月下旬に「払込票」を送付させていただき、会員事業所様より納入いただいているところです。

昨年、1月17日以降より郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口等で現金でお支払いする場合には、1件ごとに「110円の現金利用加算料金」がかかることになりました。また、以前より銀行等での納入の際は振込手数料がかかっております。会員事業所様の払込時のご負担を軽減するために、令和5年度の社会保険協会費等の納入分から、**払込手数料のかからない「コンビニエンスストア窓口収納サービス」を開始**することといたしました。

### 従前の社会保険協会費等の案内方法



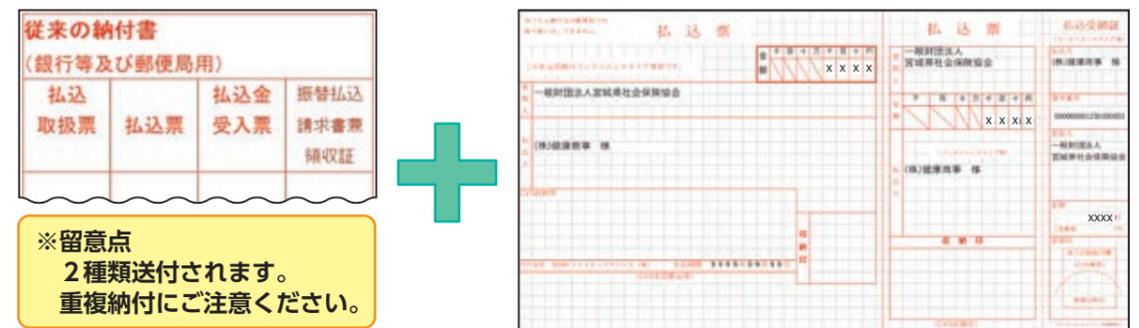
手数料負担のない  
コンビニエンスストア窓口での  
払込を追加

### 令和5年度の社会保険協会費等の案内方法

令和5年度については、「従来の納付書（銀行等及び郵便局用）」に加えて、「コンビニエンスストア窓口用」の「2枚の払込票」を送付いたします。

※どちらかの払込票を選択して社会保険協会費等の納入をお願いいたします。

※払込票が2枚ありますので、重複して払込むことがないように一方を破棄するなどご留意願います。



申し込み・問い合わせ先  
一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802  
仙台市青葉区二日町 10-20 アルコイリス二日町 4 階  
TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

ホームページでもご覧いただけます  
宮城県社会保険協会 検索